

○国立大学法人埼玉大学入札監視委員会要項

〔平成30年6月27日
制 定〕

改正 令和6.1.15

(趣旨)

第1条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨を踏まえ、国立大学法人埼玉大学入札監視委員会(以下「委員会」という)の設置等に関して必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、事務局長の依頼に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 前号の報告のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 次に掲げる事項に係る再苦情処理(苦情の申し立てに対する回答に不満のある者が再度申し立てた苦情に係る処理をいう。以下同じ。)について審議を行い、報告を行うこと。

ア 入札・契約手続(政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものに係るものを除く。)

イ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

ウ 成績評定

- (4) その他事務局長が審議を要すると認める事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員3人以上により構成する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、事務局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(定例会議)

第4条 第2条第1号及び第2号の事務に係る委員会（以下「定例会議」という。）は、原則として、年に1回以上開催する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、定例会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 定例会議は、非公開とし、議事の概要は公表するものとする。

5 委員会は、定例会議において、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等について不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、事務局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

6 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、これを公表するものとする。

(再苦情処理会議)

第5条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催する。

2 再苦情処理会議は、非公開とし、議事の概要は公表するものとする。

3 委員会は、再苦情処理会議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を事務局長に報告するとともに、公表するものとする。

4 前項の報告は、再苦情処理の申し立てがあった日から概ね50日（休日を含む。）以内に行わなければならない。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、財務部施設管理課において処理する。

(その他)

第7条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

2 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後も、また同様とする。

附 則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和6.1.15）

この要項は、令和6年1月15日から施行する。